

特記仕様書

業務名 準用河川免除川構造物点検調査業務委託
履行期間 令和8年9月2日 から 令和9年2月26日 まで

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課)」、「測量業務共通仕様書および設計業務等共通仕様書(令和8年4月大阪府都市整備部)」(以下「共通仕様書等」という。)を準用するものとする。
(共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。)

○「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(令和5年3月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課)」
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/01_teibou_tenkenhyouka_youryou_r503.pdf
○「測量業務共通仕様書及び設計業務等共通仕様書(令和8年4月 大阪府都市整備部)」
https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/sokuryou_tyousa/sokuryou_tyousa_r8-4.html

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

測 量 編

第105条(測量の基準)

本業務は、大字倉治地内他(別添位置図参照)において、点検に必要な測量を行うものである。
測量間隔等は、次によるものとする。

種 別	区 分	測点間隔	測 量 幅	縮 尺	備 考
河川測量	横断測量	100m	5m	1/100	36本

第117条(土地への立入り等)

- 1) 測量業務を実施する場合、作業班のうちの一人は必ず自己の身分証明書を常時携帯し、業務に従事するものとする。
- 2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係者等からの請求があったときは、直ちに提示するものとする。
- 3) 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4) 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。

- 5) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6) 強制立入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途協議とする。
- 7) 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

設 計 業 務 等 編

第 1107 条(管理技術者)

管理技術者は、下記のいずれかの要件を満たすものとする。

1. 技術士(総合技術監理部門:建設「河川、砂防及び海岸・海洋」または「土質及び基礎」)
2. 技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋)
3. 技術士(建設部門:土質及び基礎)
4. RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)

第 1111 条(打合せ等)

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。

第 1113 条(資料の貸与及び返却)

業務に資する資料として、下記資料を貸与する。

・準用河川免除川構造物点検業務 報告書 令和3年3月

その他業務履行上必要となった発注者の所有する資料については、協議により貸与する。

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後、速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には確実にそれらを廃棄又は消去しなければならない。

第 1117 条(成果品の提出)

成果品については、金文字バインダー製本1部(電子媒体とじ込み)、電子データを電子媒体(CD-R)で正副2部を提出する。

電子納品は大阪府電子納品要領(案)【業務委託編】令和8年4月1日によること。

第 1206 条(設計業務の内容)

本業務は、免除川の護岸等の河川構造物について、老朽化等に伴う劣化・損傷が著しい状況を踏まえ、維持管理・修繕のための状況調査を行い、最適な対策案の検討を行うものである。

1. 計画準備

業務に先立ち、業務の目的・趣旨を把握した上で業務計画書を作成し、監督職員の確認を得るものとする。

2. 調査・点検

1) 調査・点検

河川構造物および河道の状況を把握するため、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課)」に基づく点検・調査を実施する。

本業務の対象延長は3.68 kmとする。

堤防や護岸などの状況が不明な場合は必要に応じて除草を行うものとする。

2) 河川構造物等調査記録簿の作成

点検・調査の結果は「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課)」に基づき評価する。

河川構造物および河道の変状は、位置、変状の規模を記録し、写真撮影を行う。現地で確認された変状は変状程度を評価し、所定の様式に記録し、取りまとめる。

「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課)」で示される「堤防(土堤、護岸、鋼矢板護岸、特殊堤・高潮堤防)の点検結果評価記録様式」は下記のとおりである。

- ・様式1 総括表
- ・様式2 変状箇所ごとの個票
- ・様式3 追加写真用様式

また、上記様式とは別に、河川台帳等平面図に変状箇所を図示するなど、分かり易く取りまとめるように留意すること。

3. 報告書作成

上記の調査結果を整理し、対策検討結果の内容取りまとめを行う。

第3条 その他特記事項

1. 業務の状況により、下記の検討を追加する予定がある。

【対策案の検討】

「調査結果を基に、基本台帳(施設性能の劣化要因、要求性能)を十分把握し、各種対策工法、材料の特性を十分検討し、対策目的に最も適した工法、材料を選定する。」

2. 現地調査期間中道路上で交通の危険がある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、道路交通の安全確保に努めなければならない。
3. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
4. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

表 2.4 土堤の点検結果評価区分の判定目安

変状種別 評価区分		変状箇所ごとの評価 ※1										総合的な評価			
		[1] 亀裂	[2] 陥没や不陸	[3] 法崩れ	[4] 沈下 ※2	[5] 堤脚保護工 の変形 ※3	[6] はらみ出し	[7] 寺勾配 ※4	[8] モグラ等の小 動物の穴	[9] 排水不良	[10] 樹木の侵入	[11] 侵食(ガリ) ・植生異常	[12] 漏水・噴砂	評価 区分	状 態
a	異状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	A	●変状なし
	要監視 段階	●亀裂が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●軽微な補修を含む。	●不陸が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●軽微な補修を含む。	●法崩れが発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●軽微な補修を含む。	●沈下が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●軽微な補修を含む。	●堤脚保護工の変形(目地の開き等)が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●軽微な補修を含む。	●はらみ出しが発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。	●寺勾配が発生しているが、堤防の機能に支障は生じていない。	●モグラ等小動物の穴が確認できる。	●出水時又は出水後、降雨後に排水不良が確認できる。 ●軽微な補修を含む。	●丈の低い樹木を確認できる(草刈り機等で容易に伐採可能なもの)	●裸地化しているが、堤防の機能に支障は生じていない。 ●裸地化の原因となる植生(イタドリなど)が確認できる。	●裏法尻に湿生植物が生育しているが、湿地化している原因が堤体や基礎地盤を浸透する河川水以外の場合。	B	●堤防の機能に支障は生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態。
c	予防保全 段階	盛土は洪水等により、急激に変状が進行することもあるため、劣化の予測が困難であることから、①～⑦については、「c」評価を決定しないことを基本とする。 ただし、これまでも一定規模以上の変状については補修を実施している実態を踏まえ、変状の発生原因が不明な場合や、目視点検の結果だけでは評価が困難な場合は、必要に応じて、詳細点検(調査を含む)を実施するものとする。													
d	措置 段階	●亀裂により堤防の機能に支障が生じている。 ●亀裂がH.W.L以下まで及んでいるなど。	●陥没により堤防の機能に支障が生じている。 ●陥没や不陸がH.W.L以下まで及んでいる。水みちが形成されているなど。	●法崩れにより、堤防の機能に支障が生じている。	●沈下により堤防の機能に支障が生じている。	●堤脚保護工の機能に支障が生じている。 ●変状やズレが大きく、算法すべりが懸念される場合など。	●はらみ出しによる亀裂、法崩れの発生など、複合的に他の変状も発生し、堤防の機能に支障が生じている。	●寺勾配による亀裂、法崩れの発生など、堤防の機能に支障が生じている。	●モグラ等の小動物及びキツネなどの穴に起因して①～④の形状の変化が現れ、堤防機能に支障が生じている。 又は穴が堤体深く掘られ、堤防機能に支障が生じる恐れがある。	●排水不良に起因して、「①～⑦」の形状の変化が現れ、堤防機能に支障が生じている。 ●堤脚付近の土砂の流動化による堤防法尻の変形・崩壊など。	●樹木の侵入に起因して、「①～⑦」の形状の変化が現れ、堤防機能に支障が生じている。	●侵食(ガリ)に起因して、耐食機能が失われ、堤防機能に支障が生じている。	●漏水・噴砂が確認できる。 ●洪水後に漏水や噴砂が確認された場合。	D	●堤防の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態。

※1：堤防の規模や過去の被災履歴等を勘案し、河川ごとに設定する(変状全般)。

※2：樋門等の構造物周辺は除く。

※3：堤体や基礎地盤の変状に起因するものでないか注意する。

※4：法すべりなどの要因により変状した場合の他に、道路占用のため盛土をした際の摺り付けで寺勾配のような状況になった場合などがあるため、評価の際には履歴等を確認する必要がある。

表 2.7 護岸の点検結果評価区分の判定目安

変状種別 評価区分		変状箇所ごとの評価						総合的な評価	
		[13] 護岸・被覆工の破損		[14] はらみ出し ※2,3,4		[15] 基礎部の洗掘		[16] 端部の侵食	
		鉄線籠型護岸 以外の護岸・被覆工	鉄線籠型護岸	護岸全般	根固工有り	根固工無し	連節ブロック 以外の護岸	連節ブロック	評価 区分
a	異状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	A
b	要監視 段階	●目地の開き、クラック (2mm以上裏込材の粒 径以下) ●段差 (目視で分かる程度) ●欠損 ●湧き水	●鉄線の腐食	●はらみ出しによる目 地の開きやクラック。 (2mm以上裏込材の粒 径以下) ●段差 (目視で分かる程度)	●根固工の沈下 (残存設置幅:ブロック 2列または2m)	●基礎工前面の河床 低下 (護岸の基礎工天端高 以上)	●端部(小口止め)付 近の洗掘 (端部の部材厚未満)	●端部付近の洗掘 (端部の部材厚未満)	B
c	予防保全 段階	●樹木の侵入 ●目地の開き、クラック (裏込材の粒径以上) ●段差 (概ね石材・ブロック厚 の1/2以上) ●空洞化 (叩音点検により確認 できる状態)	●鉄線の破断	●はらみ出しによる段 差。 (概ね石材・ブロック厚 の1/2以上) ●目地の開き、クラック (裏込材の粒径以上) ●土堤側の変状が疑 われる場合には、詳細 点検(調査を含む)を実 施し必要な措置を講じ る。	●根固工の沈下 (根固工前列低下)	●基礎工の露出 (基礎工天端が露出し ている状態)	●端部(小口止め)付 近の洗掘 (端部の部材厚さ以上)	●端部付近の洗掘 (端部の部材厚以上)	C
d	措置段階	●欠損 (背面土の露出状況) ※2 ●陥没・沈下 (吸出しに起因するもの) ●樹木の侵入 (護岸に変状が生じた 状態)	●中詰め材の流出	●はらみ出しによる護 岸の破損	●基礎工の浮き上がり (基礎工の底面まで洗掘され、基礎工が浮き上 がっているように見える状態)	●基礎工が浮き上 り、基礎工天端が露出し ている状態)	●天端保護工の流出 (端部の侵食が進行 し、天端保護工が流出 した状態。または、天 端保護工背面の洗掘 が進行し、天端保護工 が流出した状態)	●めくれ上がり (端部の侵食と流水の 作用によって護岸がま くれ上がっている状態)	D

※1：本要領で評価対象とする護岸は、点検要領 表 2.5 の 9 種類とするが、その他の護岸種類を評価する場合は、本要領を参考とすること。

※2：背面土のほかに、遮水シート、吸出し防止材が露出した場合を含む。

※3：土堤の変状と併せて評価する必要がある。

※4：積み護岸の場合は「はらみ出し」、張り護岸のはらみ出しは「浮き上がり」という表現で称される場合がある。

表 2.9 鋼矢板護岸の点検結果評価区分の判定目安

変状種別 評価区分		変状箇所ごとの評価					総合的な評価	
		[19] 鋼矢板の変形、はらみ出し、破損	[20] 鋼矢板の腐食（サビ、孔、肉厚の減少）	[21] 鋼矢板継手部の開き、欠損	[22] 背後地盤の沈下、陥没	[23] 笠コンクリートの変形、破損	評価区分	状態
a	異状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	●変状なし	A	●変状なし
b	要監視段階	●鋼矢板の軽微な傾倒、はらみ出し	●不均一な腐食	●継手部からの軽微な漏水	●背後地盤の軽微なひび割れ	●クラック、浮き、剥離等 ●鋼矢板天端（笠コンクリート）の軽微なずれ	B	●鋼矢板護岸の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態
c	予防保全段階	●鋼矢板の傾倒、はらみ出し ●軽微な破損	●鋼材表面の層状な腐食生成物	●継手部からの顕著な漏水	●背後地盤の軽微な沈下・陥没	●耐久性に影響を与える恐れのあるクラック ●鋼矢板天端（笠コンクリート）のずれ（5cm以内を目安とするが、壁高等の構造規模を踏まえて設定する）	C	●鋼矢板護岸の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態。 ●詳細点検（調査を含む）によって、堤防及び鋼矢板護岸の機能低下状態を再評価する必要がある状態
d	措置段階	●鋼矢板の顕著なはらみ出し ●破損による孔あき	●顕著な層状腐食、孔あき、漏水	●漏水による継手部の顕著な腐食	●背後地盤の顕著な沈下・陥没、明らかな空洞化	●構造耐力に影響する断面欠損 ●鋼矢板天端（笠コンクリート）のずれ（5cm以上を目安とするが、壁高等の構造規模を踏まえて設定する）	D	●鋼矢板護岸の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態

※[17]～[21]の変状種別においては、定期縦横断測量等の測量時に併せて変状を確認できるものとし、必要に応じて詳細点検（調査を含む）を実施するものとする。

[illegible]

河川別 区間		距離標	判定	土堤										護岸			特殊堤・高潮堤防本体				鋼矢板護岸				合計	総合的な評価								
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	評価	(13)	(14)	(15)	(16)	小計	評価	(17)	(18)			小計	評価	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	小計
左岸	1	0.000 km +000 ~ 7.000 km +000 左岸側L= 7.00 km	b c d	3 2	1		1	2			1	2	13	1	24	A																24	A	
												4	1	7	A																	7	A	
	2	7.000 km +000 ~ 12.000 km +000 左岸側L= 5.00 km	b c d																															
		※山付き区間																																
	3	12.000 km ~ 20.000 km +000 左岸側L= 8.00 km	b c d	1	1		1					20	15	2	40	B		1				1	1	2								43	B	
左岸	4	20.000 km ~ 30.000 km +000 左岸側L= 10.00 km	b c d								1			1																		1		
		※うち3.0kmは山付き区間	c d	1								1		2	C																	2	C	
	5	30.000 km ~ 40.000 km +000 左岸側L= 10.00 km	b c d													A																		
右岸	1	0.000 km +000 ~ 4.000 km +000 右岸側L= 4.00 km	b c d													A																		A
	2	4.000 km +000 ~ 15.000 km +000 右岸側L= 11.00 km	b c d														1				1	1										2	C	
		※うち3.0kmは山付き区間	d													A																	2	C
	3	15.000 km +000 ~ 20.000 km +000 右岸側L= 5.00 km	b c d													A		1																C
右岸	4	20.000 km +000 ~ 30.000 km +000 右岸側L= 10.00 km	b c d											1	B																		1	B
	5	30.000 km +000 ~ 35.000 km +000 右岸側L= 5.00 km	b c d													A		1															1	B
河川合計		左岸側L= 40.00 km 右岸側L= 35.00 km 中岸側L= 0.00 km 合計L= 75.00 km	b c d	4 3 0	2 1 1	1 3					2 22 17	15 28 3	3 66 1	24 66 24			2	1	3		2	1	3									72		
小計				7	2	1	1	3			2	39	31	4	90		2	1	1	4	2	1	3									99		

※b,c,d の記入欄には変状箇所数を記入のこと。「-」は評価対象外を示し、空欄は使用不可とする。

土壌の評価項目：[1]亀裂、[2]陥没や不陸、[3]法崩れ、[4]流下、[5]堤開保護工の变形、[6]はらみ出し、[7]寺勾配、[8]モグラ等の小動物の穴、[9]排水不良、[10]樹木の侵入、[11]侵食(ガリ)、植生異常、[12]漏水、噴砂
蘆葦の評価項目：[3]蘆葦、被覆工の破損、[14]はらみ出し、[15]基礎部の劣化、[16]端部の侵食

村林定・高瀬堤防本体の計画項目：[17]防口部の変形・破損
鋼矢板護岸の評価項目：[19]鋼矢板の変形、はらみ出し、破損、[20]鋼矢板の腐食（サビ、孔、肉厚の減少）、[21]鋼矢板継手部の開き、欠損、[22]背後地盤の沈下、陥没、[23]笠コンクリートの変形、破損

										●●事務所	
点検NO	1	点検者	●●事務所 ●●●●					点検年月日	平成●年●月●日		
水系名	○■川	河川名	○■川	岸別	●岸	距離標	● km+	● m	地先	●●地先	

■点検結果

点検項目	点検箇所	点検事項	変状の規模(m)				評価		補修・詳細点検等の対応
			方向(形状)	長さ L	幅 B	高さ H	No	ランク	
●●	●●	●●	●	●	●	●	●	●	●
状況等 (特記事項)	●●								

※方向(形状)は1.亀裂のあった場合のみ記入のこと(縦断、横断、網目状等)

■位置図・概略図・写真等

位置図,概略図、全景写真など

コメント(全景写真など)

位置図,概略図、近景写真など

コメント(近景写真など)

■同一箇所の点検履歴

過去の 点検NO	点検実施日	変状項目	変状の規模(m)				評価	
			方向(形状)	L	B	H	No	ランク
●	平成●年●月●日	●	●	●	●	●	●	●
●	平成●年●月●日	●	●	●	●	●	●	●
●	平成●年●月●日	●	●	●	●	●	●	●

堤防及び護岸、鋼矢板護岸の点検結果評価記録様式

点検NO	1	点検者	●●事務所 ●●●●			点検年月日	平成●年●月●日		
水系名	○■川	河川名	○■川	岸別	●岸	距離標	● km+ ●m	地先	●●地先

■補足写真

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント